

県内水道の概況について

令和 2 年 1 月
千葉県総合企画部水政課

1 県内水道の概況

水道用水供給事業給水対象区域図

- ① 県内には、県営水道のほか、市町村等が企業団方式で経営する6つの水道用水供給事業者がある。(参考1-1)
- ② 県営水道は昭和9年に創設し、昭和11年から給水開始。現在、市原市以西の東京湾沿いの11市を対象に水道事業(いわゆる末端給水事業まで)を行っている。
 ※11市のうち7市(千葉市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、印西市、白井市)は県営水道と市営水道が併存し、4市(市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市)は水道事業を行っていない。
- ③ 県営水道以外の地域では、昭和40年代後半から企業団方式で水道用水供給事業が開始された。現在、九十九里地域水道企業団、北千葉広域水道企業団、東総広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団(旧君津広域水道企業団)、印旛郡市広域市町村圏事務組合、南房総広域水道企業団の6つの事業者が水道用水供給事業を行い、末端の水道事業体に水を供給している。(参考1-2)
 ※旧君津広域水道企業団については、4市(君津市、袖ヶ浦市、木更津市、富津市)の水道事業と統合して、かずさ水道広域連合企業団となり、平成31年4月1日から用水供給事業及び末端給水事業を行っている。
 ※九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団については、利根川の水を房総導水路により導水し、用水供給している。(参考1-3)
- ④ 水道事業は、地理的条件や水源の種別などにより、給水原価に大きな差が生じ、後発で人口密度が少ない地域は水道料金を高く設定せざるを得ない状況である。こうした中、県営水道との比較において、水道料金の低減化と格差是正を図る目的で、昭和52年度に市町村水道総合対策事業補助金制度を設けた。(参考1-4)
- ⑤ 平成30年度市町村水道総合対策事業補助金の交付後においても、令和元年10月現在で、県内の末端給水料金が最も高い勝浦市と最も安い習志野市との間には、約2.6倍の格差がある。(参考1-5)



県内6用水供給事業者(30年度決算値)

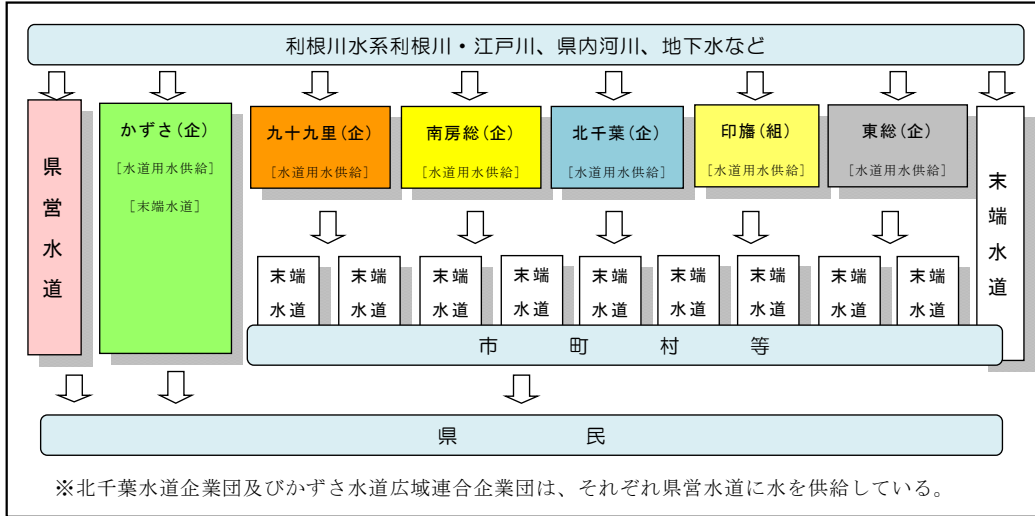
	北千葉(企)	東総(企)	君津(企)	印旛(組)	九十九里(企)	南房総(企)
給水原価(円/m ³)	59.15	142.63	98.60	146.92	129.76	219.30
供給単価(円/m ³)	72.00	162.33	119.43	173.54	147.42	247.02

※給水原価(円/m³)……水道水1m³の製造に必要な費用

※供給単価(円/m³)……末端給水事業体に供給した水道水1m³あたりの価格

県内水道の状況図（イメージ図）

参考 1-2



参考 1-3



県内水道の状況（用水供給事業者及び末端給水事業者）

（平成31年4月1日現在）

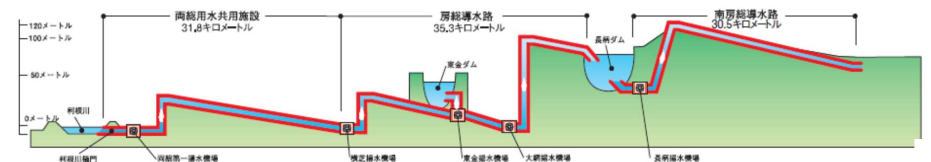
区分	事業者数	事業数
水道用水供給事業	6	6
末端給水事業	38	43
県営	1	1
市町村営 ※1	31	36
一部事務組合等営	6	6
計	※2 43	49

※1 成田市、香取市及び東庄町においては複数の水道事業を運営している

※2 かずさ水道広域連合企業団は用水供給事業及び末端給水事業を行っており、それぞれの事業者数に計上しているため重複している

千葉県の水道普及率（平成30年度末速報値）

$$\frac{(\text{給水人口}) 5,979 \text{ 千人}}{(\text{行政区域内人口}) 6,268 \text{ 千人}} = 95.4\%$$



市町村水道総合対策事業補助金について

○目的

市町村等が経営する水道事業に対し補助することにより、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を促進することを目的に、昭和52年度から実施。

※水道料金の格差是正のために、全県的な補助を実施しているのは千葉県のみ

○補助要件等

[要件]

- ・市町村等が経営する水道事業において給水原価が県営水道の前年度の給水原価を超えていること
 - ・市町村一般会計から水道事業会計へ高料金対策として繰出があること
- ※給水原価：水1m³の製造に必要な費用

[補助金の算定方法]

補助金額＝補助限度額－控除額

[補助限度額]

「市町村の繰出額」又は「県営水道の給水原価を超える部分の費用の2分の1」のいずれか低い額

[控除額]

- ・県営水道よりも供給単価が低い場合
- ・県よりも前年度の市町村財政力指数が高い場合
- ・県営水道よりも運営費(人件費、修繕費等)が高い場合

○平成30年度補助額

- ・補助実績 約23億円

※昭和52年度からの補助累計では、約1,221億円となる。

- ・補助対象 17事業体

八街市、印西市、白井市、香取市、神崎町、東庄町、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、山武市、大多喜町、いすみ市、御宿町、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団

- ・補助効果(給水原価ベース)

県補助金と市町村一般会計からの繰出金と合わせて約68円/m³の引下げ

県内水道事業の家庭用水道料金の格差 (令和元年10月1日現在)

(単位：円、倍)

事業体	料金	1m ³ 当たり料金	習志野市との格差	県営水道との格差	県内平均との格差
習志野市	2,101	105.05	—	0.78	0.56
柏市	2,266	113.30	1.08	0.84	0.60
四街道市	2,310	115.50	1.10	0.86	0.61
八千代市	2,420	121.00	1.15	0.90	0.64
流山市	2,673	133.65	1.27	0.99	0.71
千葉県	2,690	134.50	1.28	1.00	0.71
千葉市	2,690	134.50	1.28	1.00	0.71
市原市	2,690	134.50	1.28	1.00	0.71
我孫子市	2,695	134.75	1.28	1.00	0.71
成田市(成田)	2,739	136.95	1.30	1.02	0.72
松戸市	2,761	138.05	1.31	1.03	0.73
野田市	2,783	139.15	1.32	1.03	0.74
佐倉市	2,882	144.10	1.37	1.07	0.76
銚子市	3,069	153.45	1.46	1.14	0.81
酒々井町	3,300	165.00	1.57	1.23	0.87
白井市	3,355	167.75	1.60	1.25	0.89
かずさ水道広域連合企業団(袖ヶ浦市域)	3,800	190.00	1.81	1.41	1.00
長生郡市広域市町村圏組合	3,943	197.15	1.88	1.47	1.04
印西市	3,960	198.00	1.88	1.47	1.05
多古町	3,960	198.00	1.88	1.47	1.05
八街市	3,970	198.50	1.89	1.48	1.05
成田市(下総簡水)	3,982	199.10	1.90	1.48	1.05
いすみ市	4,037	201.85	1.92	1.50	1.07
長門川水道企業団	4,070	203.50	1.94	1.51	1.08
南房総市	4,088	204.40	1.95	1.52	1.08
三芳水道企業団	4,088	204.40	1.95	1.52	1.08
富里市	4,158	207.90	1.98	1.55	1.10
かずさ水道広域連合企業団(木更津市域)	4,290	214.50	2.04	1.59	1.13
山武郡市広域水道企業団	4,306	215.30	2.05	1.60	1.14
山武市	4,312	215.60	2.05	1.60	1.14
成田市(大栄簡水)	4,312	215.60	2.05	1.60	1.14
神崎町	4,400	220.00	2.09	1.64	1.16
八匠水道企業団	4,532	226.60	2.16	1.68	1.20
鴨川市	4,565	228.25	2.17	1.70	1.21
かずさ水道広域連合企業団(君津市域)	4,565	228.25	2.17	1.70	1.21
東庄町(第1・第2)	4,620	231.00	2.20	1.72	1.22
旭市	4,620	231.00	2.20	1.72	1.22
香取市(佐原・小見川)	4,730	236.50	2.25	1.76	1.25
香取市(栗源簡水)	4,730	236.50	2.25	1.76	1.25
御宿町	4,730	236.50	2.25	1.76	1.25
かずさ水道広域連合企業団(富津市域)	4,895	244.75	2.33	1.82	1.29
大多喜町	4,994	249.70	2.38	1.86	1.32
鋸南町	5,005	250.25	2.38	1.86	1.32
勝浦市	5,390	269.50	2.57	2.00	1.42
事業体平均	3,783.55	189.18	1.80	1.41	1.00
上水道のみ	3,742.73	187.14	1.78	1.39	0.99

※1 「料金」は口径13mmにおける1カ月20m³を使用した場合の額であり、メーター使用料金及び消費税を含む。

2 香取市(佐原、小見川・山田)と東庄町(第1、第2)は、それぞれ2事業の料金体系が同一のため、1事業として取り扱う。かずさ水道広域連合企業団は、市域別料金のため、合計4事業として取り扱う(認可上は1事業)。

3 「全事業体平均」は38事業体44事業、「上水道事業のみ」は38事業体41事業の単純平均である。